

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣誓供述書

供述書

東京都世田谷區玉川等々力三ノ三六五

桑

島

主

計

明治十七年三月四日生

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上
次ノ如ク供述致シマス

一、私は一九〇八年十月外務省に入り爾來外務省及中華民國、米國の各地に在勤の後一九三三年八月乃至一九三七年一月亞細亞局長（一九三四年六月以後東亞局長と名稱を變更す）となり一九三七年六月乃至一九三八年十二月特命全權公使として蘭國に、又一九三九年一月乃至一九四〇年十一月特命全權大使として伯國に在勤したる後一九四一年一月外務省の勤務より退きました

二、私は一九三三年八月在天津總領事から轉じて亞細亞局長に任命されました其の時外相は内田伯でありましたそれから約一ヶ月即ち九月十四日内田伯は病氣の爲辭職され其の後任として廣田弘毅氏が就任されました、内田伯時代の日本と中國との關係又日本と世界列強との關係は滿洲事變に關聯し重苦しいものでありました、殊に日華の間には公使を交換して居つたのでありますが現實に於ては半ば絶交状態と云つても差支ない状態でありました、廣田氏は外相就任に當り此の重苦しい空氣を融和すべく決心されて居りました、此の事を廣田氏自身が屢々私に話されました又同氏は新聞記者にも度々言明され新聞にもそう云ふ意味の事が現れました、更に議會に於ても此の遠旨の外交方針を聲明されました、世間では内田伯の外交を土外交と名付け之に對し廣田氏の外交を協和外交と稱しました

三、廣田氏は右決心を各方面に亘り着々實行に移されました。廣田氏が外相に就任された時の在華公使は有吉明氏でありました。有吉氏は極めて老練な外交官であり且熱心な日華親善論者でありましたから日華間の空気を緩和すべく種々努められました。此の空気が仲々變りませんでした。尤も滿洲事變以來中國の官民が日本人との接近を出來る丈け避けた事は事實でありました。有吉氏が充分に働けなかつた一の重要な原因が此所に存する事は勿論であります。然し中國に於ける斯ふ云ふアトモスフェア！が時日の経過と共に少しづつ薄らいで來ました時に丁度外相の更迭があり廣田氏が就任されたのは大層好都合でありました。有吉公使も大に力を得られた様でありました。

四、有吉氏の努力の結果一九三四年に入る頃から國民政府の日本に對する態度が相當變つて行きました。其の一例を挙げますと滿洲事變以來停止されて居りました日本の會社銀行の國民政府に對する數個の借款の支拂が小規模乍らばつ々々支拂はれる様になりました。その内に、有吉公使は國民政府の行政院長であり外交部長である汪兆銘氏との間に日華關係の根本的改善に關する話合を開始されました。此の有吉、汪兩氏の商議は相當急テンボに進みました。右商議に於て始

め汪氏は日華兩國關係の一般的改善の爲には滿洲問題の解決が先決問題である事を主張されました。之に對し有吉氏は日本が既に滿洲國を承認してしまつた今日に於ては其の改善を試みる事は日本の輿論がどうしても許さない、而も尙ほ之を試みる政府ありとせば該政府は一日も存続し難いであらうと云ふ事を篤く説明されました。右日本政府の立場は汪氏も漸次諒解された様でありました然し國民政府としても同國々論に對する立場がありますので此の滿洲問題に關する日華兩國政府の困難な而も相矛盾せる立場を如何にコンプロマイズするかが有吉、汪兩氏の其の後の商議の要點でありました。當時の關係書類は全部戰爭中焼失した由でありますが奇蹟的に残存して居る一九三四年四月二十日南京總領事發外務大臣宛電報第三六八號は同月十八日有吉汪兩氏交渉の内容を報じて居るものでありまして前述商議の一斑を示す貴重な資料であります。

以上の次第で一九三四年中廣田外相の日華關係改善工作は前途甚だ有望なると思はしむるものがありました。

五、有吉汪兩氏間の日華國交改善に關する商議が漸く滿に着いた時期即ち一九三四年四月十七日に天羽情報部長の非公式談話問題なるものが起りました。

當時國際聯盟事務局の財政専門家モネー氏が一九三三年末以來中國に來て居りましたが外務省では同氏が國民政府の汪氏反對派と協力して日本を除外した對華國際協力案なるものを立案中であること云ふ情報を在華日本公使館其他から頻々として受取りましたそれ故外務省はモネー氏の行動を消極化せしむる爲在華公使其の他に對しモネー氏に接近して彼をデイスキャンツキすべく努力する様に命じました此の命令の内容はモネー氏に強くインプレスする爲多くエキザゼレートされた辭句を用ひたものでありました

四月十七日天羽情報部長の新聞記者に對する非公式談話なるものは外務省の一部局が斯る特殊の目的を以て作成した訓令（複數）の内容を更に情報部が独自の裁量でツギハギしたものであります。此の所謂非公式談話が新聞紙に依つて日本政府の政策であるかの如く傳へられた爲大きな問題となつたのであります

當時私が廣田外相から同外相は此の天羽氏の所謂非公式談話に付事前
に何等關知しなかつたこと云ふ事及同外相は事後此の事に付天羽氏を
叱つたこと云ふ事を承りました

六 昭和年代の初め國民政府が成立しました以來日本には同政府に對し日
本の執るべき方針に付大別して二の主張がありました一は親善論即ち

同政府の善意を信じ同政府との親善を計る事に依つて日華間の諸問題解決の基調とすべしと云ふ主張でありました。他は之に反対する意見即ち國民政府は國民黨の政府であり而して國民黨は排日的である。故に同政府に對し我方より親善の態度を示す事は彼の侮を受け兩國間の諸問題の解決に不利を來すから同政府に對しては總て強氣で行くべきである。と云ふ主張でありました。従つて前述外務省の日華關係改善工作には日本側にも多くの反対論があつた事は勿論であります。尤も中國側にも汪兆銘氏の有吉氏との商議に反対するものが同國民間ばかりでなく國民政府内にも少くなかつた事は事實であります。然し日華兩國に於ける此等の反対論者は大体一九三四年中は此の商議の成行を暫く見送ると云ふ態度でありました。

七 廣田外相は一九三五年一月二十二日議會に於ける外交方針演説及其の後の委員會に於ける聲明に依つて日華親善の方針及國民政府に對する信頼の意思を從來にも増して強調しました。同外相が或る委員會で「自分は蒋介石の日華關係改善に對する眞意を毫も疑はない」と言明された事は特に世人の注意を喚起しました。他方中國側でも汪兆銘氏及蒋介石氏は右廣田氏の聲明に對し唱和する様な意思表示をくれませんでした。又其の前後から國民政府は本當に排日の取締を行ふ様になり滿洲事變

以來衰退して居つた兩國間の貿易も増して來ました

五月の初めに外相は自らイニシアチブを執つて閣議に諮り日華兩國の公使を相互に大使に昇格する件を決定しました。之には國民政府も無論贊成でありまして五月十七日兩國間に其の事が決定しました。日華大使交換論は以前から對華親善論者に依つて主張されて居たのであります。昇格が行はれるのではないかと云ふ噂が行はれて居りました。其の頃私のオフィスに陸軍の人々が來て昇格に對する軍部の反對論又は時期尙早論を非公式ではあるが表明した事があります。又昇格が閣議で決定した後陸軍の將校が私の局に來て本件の關東軍に對する影響を恐るる旨を話した事が少なからずありました

八、一九三二年五月の塘沽停戰協定以來華北の狀勢は大体平靜であつたのですが一九三五年の初頃から此の形勢が變り出し殊に同年五月公使昇格の頃から急に種々の事件が起りました。此の事件と云ふのは長い前の事ですから詳しい事は忘れましたが大体の記憶で申し上げます。熱河省と河北省及察哈爾省との境界附近つまり外務省の人間などの居ない邊鄙な方面で關東軍と中國軍との間に小紛争が五月、六月頃から頻々として起りました。そして關東軍なり北支隊屯軍なりは此等の事件を中

國側の日本軍に對する挑發行爲であること云つて直接中國側と交渉しました、而も相當過酷な條件、例へば中國軍の大部隊の省外撤去とか河北省なり、察哈爾省なりの國民黨部を根こそぎ廢止させうとか云ふ條件をアルチマダム附で要求してシヤニムニ實行させる底の事をしたのであります、中國側では關東軍や北支駐屯軍が殊更問題を起したり小事件をさらへたりして計畫的に策動して居るのであること云つて居りました、我々は此の中國側の云ふ事を一から十迄信用はした譯ではありませんが然し出先の軍人が兎角問題を荒らげる傾向のある事は確かに感じました、そして出先の軍人が慎重な態度を執つて呉れる事を切望し陸軍の注意を喚起しました

九 以上の様な譯で多分六月早々の事と思ひますが外務省が主催して外務陸軍海軍の事務當局をして協議させる事にしました此の協議は先づ此等各省の課長級のもので構成された委員會で協議しました、該委員會で外務省側の要求しました事は出先の軍隊殊に關東軍が慎重な態度を執つて貰ひ度いと云ふのが主眼でありました之に對し陸軍では第一に北支には張學良氏の軍隊が未だに多數殘存して居り又此等のものや極端な排日軍動者などが排日的乃至排滿的の種々な策動をして困る、之

が滿洲の治安に非常に悪い影響を與へると云ふ事、第二に滿洲事變前に北支と滿洲との間に存して居つた經濟及交通上の連絡融通が同事變後斷絶して充分回復されて居ない、之が滿洲國と華北との間の不安定の重大なる原因である事、第三に北支に於ける赤化運動は當然滿洲に影響する殊に外蒙から察哈爾を通じての赤化運動には特に警戒を要する事それ故此等の點を考慮に入れて南京との交渉をやつて貰はねばならぬと云ふのでありました之に對し外務省では斯ふ云ふ意見でありました即ち第一排日運動の取締徹底は日華國交改善の根本義であつて外務省も現に其の方針で國民政府と交渉してゐる、第二華北と滿洲との經濟、交通の回復が此等地方の平和維持に肝要である事は外務省も認める又現にそう云ふ方針で南京と交渉して居る、第三に中國に於ける共產運動の取締は華北と云はず華中、華南に於ても必要であつて之亦現に外務省は其の方針で南京と交渉をやつて居る、唯だ此等の問題は國民政府又は同政府の認めて居る機關との外交交渉に依つて達成を期せられなければならぬのであつて其の他の方法に依つて此の目的を達しようとする事には外務省は賛成出來ないし又斯の如き方法では日華關係の改善を行ふ事は不可能である」と云ふのでありました

一、此の時の陸軍側の委員は橋本（祥）大佐とか喜多（誠一）大佐とかよく物の解つた人々でありましたので外務省側の考を諒解して呉れました又永田（鐵山）軍務局長田村（寧二）参謀本部第二部長も此の委員会の仕事の進捗を支持して呉れました、海軍では軍令部第六課長の本田大佐が大變盡力して呉れました、六月末には委員間の意見が大體一致しました、其所で七月二日に東亞局が對支政策に關する試案を作成しました之が所謂廣田對華三原則の元になつて居るのであります、委員会は此の試案を基礎として引續き協議を行ひ八月に入り略々成案を得るに至りました、其の間陸軍では關東軍や北支駐屯軍とも度々連絡を執つた模様であります、所が丁度其の頃に永田少將の暗殺事件が起つた爲に委員会の進行に一頓座を來しましたがそれより一ヶ月を経て確定案が成立しました之に對し三省の上司が承認を與へ更に十月四日迄に首相及藏相が諒解を與へました翌一九三六年一月二十一日廣田外相が議會に於ける外交演説中に述べた所謂對華三原則なるものは此の前年十月四日の決定の趣旨に依つたものであります

一、十月四日の決定は外務省としては充分満足なものではありませんでしたが然し七月二日の試案の精神は生きて居ると認めました、外務省が十月四日の決定に特に重きを置きましたのは該決定に依る外務省の

一 國民政府との交渉を陸軍特に關東軍や北支隊屯軍が尊重すると云ふ事が首相及藏相諒解の下に三省間に約せられた事であり、斯くて成立しました。對支方針を出先の各機關に徹底し且其の尊重を期せしむる爲に外務及陸海軍中央部から派員する事になり外務省からは私の部下であつた守島第一課長を、陸軍からは田村少將を又海軍からは本田大佐を中國に派遣しました。

一 然るに田村少將は大連に出先各地の參謀長等を集めて本決定を傳達しました。此の際關東軍から新決定に對し強い反對意見が出て同少將が非常に困つたと云ふ事を中國出張から歸京した守島課長に聞きました。守島氏は岡村少將隨行の副官から此の事を聞いたそうです。又東京からの派員が歸京するかしない時に華北では新決定に反する種々な事件が再び次々起つて居るのであります。

細い事は忘れましたが顯著な事實を述べます。十一月下旬には塘沽停戦協定に基づく非武装地帯、即ち華北の滿洲境の地帯に國民政府に對し自治を主張する冀東政府が樹立されました。外務省の見るところでは此の政府なるものは關東軍の特殊の深い關係があつたのであります。又同じく十一月頃の事ですが關東軍が山海關に機械化部隊を集中して華北に對し脅威を與へて居ると云ふ情報が入り外務省から陸軍の注意を喚起し

た事があります、更に十二月の中旬には北京に冀察政務委員会が成立しました外務省の見る所では此の機關も出先軍部の持校が糸を引いて居つたのであります、尤も同委員会は南京とも連絡を執つて居りました國民政府から中央の主權を毀損しない範圍で或程度の事實上の特權を許されて居つたのであります外務省は冀東政權の存立には反對でありました、殊に同政權の關稅が非常に低率であつた爲に起つた所謂華北密輸入問題は單に對華貿易の立場のみから見ても日本に取つて非常に不利でありましたから外務省は極力之に反對しました、此の問題に關し直接關東軍と交渉し又密輸入の現狀を視察する爲に私は有田外務大臣の命令で一九三六年六月上旬乃至七月上旬滿洲及中國に出張した事があります、又冀察委員會に關しましては外務省は冀東政權に對することは少しく異なる態度を執りました即ち同委員會設立には外務省は何等關知しないのであります、が成立後の様子を見ると同委員會は國民政府の承認を得たものであり且南京の當局と連絡がされて居るものでありますから現地の領事等は之と接衝しました

一 三 扱て此所で中國側の状態はさうであつたか云ふに、日華兩國の國交改善工作が段々進捗し一九三五年の五月には大使交換と迄進んだのであります、が皮肉な事には此の頃を轉機として再び中國側の對日空氣が段々

悪化して参り十一月乃至十二月頃には余程悪いものになりました、十一月には日華國交改善に熱心であつた汪兆銘氏の暗殺未遂事件が起り十二月には汪氏の同志である外交部次長の唐有壬氏が暗殺されること云ふ事件が生じました、此の中國に於ける空氣の悪化は前述しました様な華北に對する出先軍人の策動が重要原因の一であること私は考へました

廣田三原則に對する中國要人の態度は贊否種々でありましたが蔣介石氏は三原則が外交一本で行はれば中國側も誠意を以て應ずること云ふ考であつたこの事であり、又十一月中旬同氏は有吉大使に向つて三原則に依る交渉開始に異存ないこと云ふ事を言明して居るのであります、尤も此の際同氏は華北で問題が発生する様な事になれば交渉の進め様もないから此の點日本側の慎重なる考慮を望むこと云ふ趣旨を述べて居ります

一 四三原則の一般公表されたのは一九三六年一月二十一日の廣田外相の議會に於ける演説が初めてであります、然し日本政府が該原則を決定しましたのは前述の通り前年の十月四日でありまして同外相は其の後間もなく在日中國大使蔣作賓氏に對し三原則の内容を説明して居ります、從つて十一月に蔣介石氏から有吉大使に前述の様な話があつた譯

であります

右廣田外相の三原則公表後間もなく日本では二、二六事件となつて岡田内閣が瓦解し、之を繼いで廣田氏が内閣を組織しました

一 有田氏は廣田外相の命令で有吉大使の後任たるべく一九三五年の末に白耳義の武府を出發し東京に立寄の上一九三六年の多分二月末に上海に着きました、然るに廣田首相は自己の特に信頼する有田氏を新内閣の外相に起用し度いと云ふ意向の下に同氏の上海到着後一ヶ月も経たない間に再び歸朝命令を發しました、同氏は該命令を受けた後三月十六日から同月十九日迄の間に外交部長張群氏と前後四回に亘つて會見し日華關係調整の基礎を發見すべく腹藏なき意見の交換をいたしました有田張兩氏は舊知の間柄でもありまして相互に相當突込んだ話がありました、此の會談の結果有田氏は華北に對する軍部の策動を抑制し得れば廣田三原則を基礎とする南京との外交交渉に依つて日華兩國間にコンプロマイズに達する見込があるとの見通を付けました、以上は有田氏の私に對する直話であります

一 六 それから有田氏は華北及滿洲を経て東京に歸り四月二日外相に就任しました、同氏が歸京の途上新京に立寄りました時關東軍の責任ある上級將校は有田氏に對し同軍の意見として國民黨は排日を黨是とするから日本と

國民政府との親善は絶対に不可能である事、廣田三原則の如きものを以て同政府と日華國交改善交渉を行ふも何等得る所なかるべく従つて該交渉には反對である事、華北の自治を促進する政策を執るべきである事と云ふ趣旨を述べたそうであります、私は此の事を直接有田氏から聞き更に右關東軍責任者の所述を記載してある詳しい外務省の文書（法廷證七六一）も讀みました

一七有田氏は外相就任後直ちに同氏の包懐する所の對華方針を實行に移す準備として陸軍中央部と協議する事を私に命じました、それは申す迄もなく華北に對する出先軍人の策動を中止させる事に付いて陸軍中央部を説得する事を意味するのであります、又外相は協議の具體的實施の一として一九三六年一月三日の指令で陸軍中央部が北支駐屯軍に出した北支處理要綱を撤回するか或は之に大修正を加へる事に付いて陸軍と交渉する様私に命じました

私は三原則決定の經緯及其の後右決定が出先軍人に依つて一向尊重せられない事實に鑑み陸軍中央部説得の難事たる事は充分認識して居りました、然し有田外相の熱意にエンキヤレツヂされて熱心に陸軍の關係當局と折衝しましたが之は果して難事業でありました、彼等は三月廿八日關東軍責任者に依つて表明された様な極端な思想の持主ではありません

でした、然し前の經驗に依り東京の協議で決定された政策を出先に守
らせる事に多分に自信を失つて居りましたから従つて假に新外相の方
針を諒解はしても之を實行に移す事に付いて躊躇したのであります、
有田外相から寺内陸相に對しても交渉されましたが當時の實情から云
ふと之には余り多きを期待する事は出来ないのですと云ふのは古い時
代の事は知りませんが、少くとも滿洲事變以來外務省が外交方針の實
行に付いて陸軍中央部を説得する場合には先づ以て局課長邊りを説得
しなければ仲々目的を達する事が出来ない實情でありましたからです
又北支處理要綱に付いては前回の廣田三原則決定の場合と同様、外務
省主催の下に外務陸海軍及今度は大藏省も加へて此等各省の課長級位
の委員會を作り其所で協議させる事にしました、此の委員會の陸軍側
の委員は比較的物の解る人々でしたが然し彼等の立場は私の交渉相手
たる局長級の人々と同様でありました、それで一月三日の指令を撤回
するとか、根本的に修正するとか云ふ事には此の人達は到底同意しま
せんでした

一八所が外務省の見るところでは現地の軍人は一月三日の陸軍指令の漠然た
るに垂し彼等の所謂華北自治工作をざしざし進めて行く様子でありま
すから之を早く少ししてもイエツクしなければ何所へ行くか解らない、

それで外務省はさう々々陸軍中央部が受諾し得る程度のものである事
と國民政府との一般的國交改善交渉に對する根本的障礙を出來得る
限り避ける事——此の二點に立つて陸軍側とコンプロマイズせざるを
得ない事になりました、其の結果委員會で第二次北支處理要綱が成立
し八月十一日迄に外務、大藏及陸海軍大臣が之を承認した次第です
尤右決定案に對しては有田外相は實に不満でありました、然し一月三
日の陸軍指令と八月十一日の四省決定とを比較して見れば我々外務省
の事務當局が後日に於ける南京政府との一般國交調整交渉を豫想し該
交渉に對する根本的障礙を避止すべく種々苦勞した事、又右指令と決
定とを比較すれば後者が中國に於ける列強の權益尊重に付意を用ひた
事が解る筈であります、例へば一月三日の指令は漸進的ではあるが專
ら自治地域の擴大及自治内容の充實を主眼として居り又日本以外の外
國資本の流入を防止する様な事も考へて居るのであります、が八月十一
日の決定は「自治」のタームを使はないで特に「分治」と云つて居り
ます、それは一九三五年十二月上旬南京政府と冀察委員會との交渉で
同委員會が「自治」の文字を使用する事は許されませんが然し同委員會
は中央の主權を毀損しない範圍内で或程度の特權を有する事になつた
經緯をも考慮して「自治」よりは幾分程度の低い「分治」と云ふター

ムを使つた譯であります、又中國海關制度の維持、第三國人既得權益の尊重及第三國人との經濟上の協力等を定めて居ります

二〇所が八月二十四日四川省の成都で民衆が國人の日本人（新聞記者二人、商人二人）を擧撃して二人を殺し二人に重傷を負はせた事件が起りました、次で廣東省の北海で民衆が日本人の商店を擧撃して一人の日本人が殺されましたそれから更に九月中に漢口日本租界に於ける總領事館警察官の殺害事件、上海共同租界に於ける日本水兵殺傷事件等日本人被害事件が相次で起りました、此等事件の發生が日本人を非常に刺戟した事は勿論であります

二一、外務省は當初此等の殺傷事件について國民政府と交渉し急速解決の方針でありました、然るに輿論は此等事件は偶發事件ではなく中國特有の排日運動に深い根を有する出來事であるから之を獨立の事件として處理する事は不適當である、此の際排日問題の根本的解決を計るべきであるとの主張しました又輿論は此の機會に日華間の一般的諸問題の解決を計るべき事をも主張しました、それで外務省は前述日本人被害事件と共に日華の各種の懸案に付一併國民政府と交渉を開始する事になつた譯であります

二二、右交渉は九月八日以來主として南京に於て行はれました、該交渉の

經緯は現存して居る其の當時の外務省公表に詳しく出て居ります
 唯た此所に大体の事を述べますと九月八日から十二月末迄、日本側
 は川越大使及須磨總領事、中國側は張群外交部長及高亞州司長との
 間に約三十回に亘つて交渉が行はれました、右交渉中十月私は有田
 外相の命に依り交渉の促進を計る爲南京に出張した事もあります、
 それで十二月に入る頃までには種々な懸案に關する話合が大体順調
 に進みまして外務省としては交渉の前途に希望を懸けた譯でありま
 す

二三然るに偶々關東軍一部將校の内蒙に於ける策動の爲所謂綏遠事件
 が發生しました
 其の頃から中國側の交渉に對する態度が急變し綏遠事件を口實とし
 て既往の話合をも否認する様な態度を執り交渉は急に停頓してしま
 ひました、我方に於ては其の促進方に努めましたがどうにも進まな
 いのであります、所が丁度其の時は翌年一月中旬の議會開會を前
 にして南京交渉をデットロツクの儘にして置く事は政府の政治的立
 場上面白くないと云ふ考慮もありまして外務省は此の交渉に於て日
 華双方の間に完全に合意に到達して居つた成都、北海兩事件を除く

外一應該交渉を打切るの已むを得ざるに至りました、そして一九
三七年一月廣田内閣は總辭職し之と前後し私は東亞局長を罷め次
で在蘭公使に轉出した次第であります

昭和二十二年（一九四七年）八月十九日於東京

供 述 者 桑 島 主 計

右ハ堂立會人ノ面前ニテ宣明シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日 於東京

立 會 人 守 島 伍 郎

Def Doc #2145

Exh *

座
ヲ

心ニ從
ヒ眞實ヲ述
ベ何事ヲモ
默秘セズ又
何事ヲモ附
加セザルコ
トヲ

宣

書

(署名捺印)

桑

島

主

計

Def Doc #2145

Exh *